令和8年 富士見町 規則　　第　22　号

富士見町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月19日

富士見町長　　渡　辺　　葉

富士見町規則第22号

富士見町財務規則の一部を改正する規則

富士見町財務規則(平成元年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第6号に次のただし書きを加える。

ただし、訂正する書類が電子契約システム(電気通信回線を通じて接続されている電子計算機を利用して契約を締結するためのシステムをいう。)によるものである場合は、訂正することができない。

第122条第1項中「契約書」の次に「(該当契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第126条第3項中「(様式第99号の6)」及び「(様式第99号の7)」を削る。

様式第99号の6及び様式第99号の7を次のように改める。

様式第99号の6及び様式第99号の7　削除

附　則

この規則は、令和8年12月1日から施行する。